

# お知らせ

第142号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2020. 8. 1 発行

## 「最低賃金」今年度は現状維持の可能性も

- ◆ 令和2年7月22日に開催された中央最低賃金審議会で、令和2年度の地域別最低賃金の改定について、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。」という内容の答申がなされました。今後、これを踏まえ岩手地方最低賃金審議会において調査審議されることとなります。中央審議会の答申はあくまでも参考であって、地方審議会を拘束するものではありませんが、岩手における審議の行方が注目されるところです。

## 令和2年度の協会けんぽ被扶養者資格確認の見直し事項について

- ◆ 今年度も、協会けんぽの被扶養者資格再確認が10月に実施されます。今年度は、被保険者と別居している被扶養者について、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出が求められることになるようです（学生は除く）。別居のご両親を被扶養者に行っている場合などが該当します。

【参考】別居の家族を協会けんぽの被扶養者とする場合の要件等

○別居の場合に、協会けんぽの被扶養者となるための収入に関する要件

- ・年間収入が130万円（60歳以上または一定の障害を有する場合は180万円）未満、かつ収入が被保険者からの仕送り額未満であること

○仕送りの事実と仕送り額確認のための書類

- ・振込みの場合は「預金通帳等の写し」、送金の場合は「現金書留の控え（写し）」

## 副業・兼業を行っている労働者に関する労災保険給付が変わります

- ◆ 副業・兼業を行っている労働者について、令和2年9月1日以降に労働災害等が発生した場合の労災保険給付が変更になります。特に注意が必要なのは、脳・心臓疾患や精神疾患を発症した場合で、現行ではそれぞれの勤務先における労働時間やストレスに基づき労災認定が判断されているものが（例えば、A社とB社の2社で働いていて、B社で勤務している時間中に心臓疾患で倒れたという場合は、B社での労働時間やストレスに基づいて労災認定が判断されています）、今後は、すべての勤務先の労働時間やストレスを総合的に評価されるケースがありうるようになります。コロナ禍により本業での収入が減少したため副業を始めるというケースも見受けられますが、本人申告により副業分も合わせた労働時間の管理を行わないと、思わぬトラブルに発展する恐れがあり注意が必要です。

## 当事務所の新型コロナウイルス感染防止対策についてのお願い

- ◆ 7月29日に県内で初の新型コロナウイルス感染者が確認され、より徹底した感染防止対策が必要な状況にあります。当事務所におきましては、重要書類を取り扱う、賃金や労働問題に関し詳細な打合せを必要とする等の職務の特性から、基本的に事業所様を訪問することに重点を置き業務を行ってきたところです。しかしながら、現状においては、そのような対応がむしろ事業所様にご迷惑をお掛けする恐れもございます。

つきましては、今後、ご訪問は出来るだけ控え、郵送、電話、FAX、メール等を利用し対応させていただき、また、訪問による打合せにつきましては可能な限り短時間とさせていただく方向で考えております。なにとぞご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。